善通寺弘報

発行所
善通寺町弘報委員会
編集者　武内正躬
発行者　高橋正一
印刷所平和写眞印刷KK

◎弘報はもれなく各戸の皆様に回覧を願います

町告示第四号
地方自治法第二百四十四條第一項の規定によつて善通寺町財政事情を次の通り公表する
昭和二十七年二月一日
善通寺町長　遠山源治

善通寺町財政事情

第九号

目次

一、まえがき
二、町財政の動向
1　財政概況
2　昭和二十六年度豫算の現況並びに収支の状況
3　住民負担の状況
4　一時借入金
5　町有財産
6　町の負債
三、むすび

一、まえがき

第九回目の財政事情を町民の皆さんに公表いたします御承知の様に近時地方自治の振興に伴い、町村財政の規模は拡大し、町財政の町民経済に与える影響はだん〳〵その重要さを加えてまいりましたこゝに過去半ケ年の町財政の実情を公表いたし町財政の歩み町経済の現況をありのまゝ説明し、この公表を通じ町民皆さんが本町財政に深い関心を持たれ、今後の町行政のあり方について御協力を願えれば誠に幸いであります

二、町財政の動向

（一）財政の概況

昭和二十六年度七月から十二月までの町財政の動向を見ますと歳入面においては主要税目の徴收期間でありましたゝめ相当額の税収入があり、尚地方財政平衡交付金の國庫よりの支出も順調に行われ尚又財産賣拂代金の受入もあり、概して収入状態は良好でありましたが現在社会経済状態の特色である金融逼迫等のため一部の未収入税もあり、又半面住宅建設費、保健衛生費等緊急且つ止むを得ざる多額の財政支出のため歳計現金の不足を生じ一時借入金をもつて運用した次第であります

一方歳出においては新制中学校の建築庶民住宅の建設費又町警察の廃止に伴う警察予算の更正によりこれが剰余金を財源としての失業対策事業費、結核予防費等公共團体本來の使命であり、町民皆さんの直接福祉増進の施策である公共事業に多額の財政支出を致したのであります

尚昨年は町制五十周年の記念すべき年に当り、これが祝賀のための記念祭並びに記念事業造林費等臨時的経費の支出がありましたゝめ、一時的歳計現金の不足を生じ一時借入金により充用した事は前項で申し上げた通りであります

（2）昭和二十六年度予算の概況並びに収支の状況

昭和二十六年度一般会計予算現在額は歳入歳出共に七七、一一六、四四五円であり昨年六月末に比し五、六六五、七七五円の増加となつております当局と致しましては財政運営において公正と効率を計ることに重点を置き公共事業の推進に鋭意努力もいたしております、過去半ケ年における増加分の主なるものは歳出においては諸物価昂騰のため必然的に一般経費の膨脹となり、費目別については道路改修並びに災害復旧事業の土木社会労働施設費としての失業対策事業費、傳染病結核予防費としての保健衛生費新に発足した農業委員会費食糧増産施策としての虫害補助金等の産業経済費、尚定時制高校教員宿泊所等教育機関に対する負担金等が多額に新規並に増加計上されております

これら諸経費は國政民主化の基盤となる地方自治の内面的充実、又住民に対する福祉増進のため必要欠くべからざる財政支出であつて、これらの諸施策は乏しい財源の中にあつても着々その成果を挙げております

歳入においては固定資産の評価による増収分並びにその他税目の自然増収を見込み三、六〇〇、〇〇〇円を追加計上しております、又補助事業の財源たる國県支出金一、七〇七、四一〇円の増加分がその主なるものであります、尚先に申し述べた通り公共事業の完全なる実施の爲には彈力性の乏しい地方財政を以つてしては非常なる苦心を要するものでありまして多額の支出に対し歳入のずれによる資金操作には誠に困難を感じております

幸い本町は町民各位の御協力により納税成績は他町村に比し良好でありますが、今後一層の御協力をお願いする次第であります

特別会計上水道においては当初計画した通りの起債が出來なかつたこと及びこれが施設をする上において諸種の困難な条件が生じたので未だ着手に至つていないのが本年度中には是非水源地及び送水管の埋没等の第一期工事を完了し、新年度においては極力多額の起債を得て事業完遂に専心努力する覚悟であります

昭和二十六年度一般会計

昭和二十六年十二月三十一日現在

歳入の部

科目	予算現額 円	収入済額 円	収入未済額 円
一　町税	二七、四〇七、〇〇一・〇〇	一七、一三二、六五七・〇〇	一〇、二七四、三四四・〇〇
二　地方財政平衡交付金	九、八〇九、四九八・〇〇	八、一一四、〇〇〇・〇〇	一、六九五、四九八・〇〇
三　公営企業及財産収入	七、五九二、四五六・〇〇	二、九四三、〇〇四・〇〇	四、六四九、四五二・〇〇
四　使用料及手数料	一、一三四、七〇〇・〇〇	七四八、二八三・〇〇	三八六、四一七・〇〇
五　國庫支出金	一六、〇三七、一一七・〇〇	六、九六[illegible]、五二七・〇〇	九、〇七五、五九〇・〇〇
六　縣支出金	二、二二八、六七四・〇〇	八二七、一八九・〇〇	一、四〇一、四八五・〇〇
七　寄附金	二五八、五〇九・〇〇	一五四、二二五・〇〇	一〇四、二八四・〇〇
八　繰越金	一・〇〇	〇	一・〇〇
九　雑収入	四、三〇三、四八九・〇〇	一、〇三六、〇八八・二四	三、二六七、四〇〇・七六
一〇　町債	八、三五五、〇〇〇・〇〇	〇	八、三五五、〇〇〇・〇〇
外に一時借入金		（五、九〇〇、〇〇〇・〇〇）	
歳入合計	七七、一一六、四四五・〇〇	四三、八〇六、九七三・二四	三九、二〇九、四七一・七六

歳出の部

科目	予算現額 円	支出済額 円	予算残額 円
一　議会費	一、三二四、五八〇・〇〇	九二七、六二八・〇〇	三九六、九五二・〇〇
二　役場費	一二、八七五、七四六・〇〇	七、〇七四、〇二七・一〇	五、八〇一、七一八・九〇
三　警察消防費	四、一六七、五三〇・〇〇	三、六七三、三二八・九〇	四九四、二〇一・一〇
四　土木費	二、三八三、五三三・〇〇	一、〇〇〇、四六四・〇〇	一、三八三、〇六九・〇〇
五　教育費	一九、〇一九、〇二七・〇〇	九、五五四、一一一・二四	九、四六四、九一五・七六
六　社会及び労働施設費	一八、一〇三、八五〇・〇〇	九、一〇〇、三六五・四四	九、〇〇三、四八四・五六
七　保健衛生費	三、四四〇、一三八・〇〇	二、二八二、九六七・五〇	一、一五七、一七〇・五〇
八　産業経済費	一、七三七、四七四・〇〇	七二五、七三五・〇〇	一、〇一一、七三九・〇〇
九　財産費	二、〇五一、八八五・〇〇	八五四、三一九・五一	一、一九七、五六五・四九
一〇　統計調査費	三五、三九〇・〇〇	二四、八八〇・〇〇	一〇、五一〇・〇〇
一一　選挙費	三五六、三〇一・〇〇	三〇六、六一九・五〇	四九、六八一・五〇
一二　公債費	二、五一九、九九三・〇〇	一、三二九、五四〇・〇一	一、一九〇、四五二・九九
一三　諸支出金	八、九一〇、九九九・〇〇	五、九六四、九四三・二四	二、九四六、〇五五・七六
一四　予備費	二〇〇、〇〇〇・〇〇		二〇〇、〇〇〇・〇〇
計	七七、一一六、四四五・〇〇	四二、八一八、九二九・四四	三四、二九七、五一五・五六

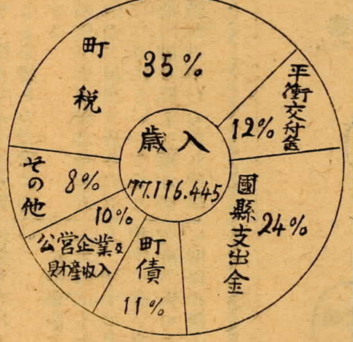

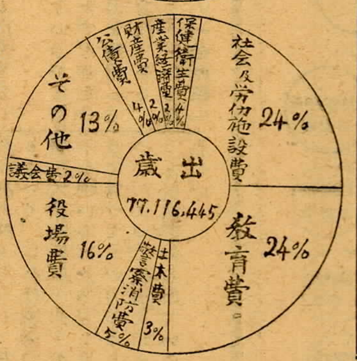

昭和二十六年度特別会計上水道

昭和二十六年十二月三十一日現在

歳入

科目	予算現額 円	収入済額 円	予算に対する未収入額 円
一　財産収入	一・〇〇		一・〇〇
二　使用料	二、五一〇、五三二・〇〇	一、三四五、〇〇八・〇〇	一、一六五、五二四・〇〇
三　工事収入	一、九〇〇、〇〇〇・〇〇	一九四、七一三・〇〇	一、七〇五、二八七・〇〇
四　雑収入	三、六〇二・〇〇	一一、三〇〇・〇〇	△七、六九八・〇〇
五　繰越金	一・〇〇		一・〇〇
六　公債	三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		三三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
外に一時借入金（起債前借）		（五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇）	
計	三七、四一四、一三六・〇〇	六、五五一、〇二一・〇〇	三五、八六三、一一五・〇〇

出

科目	予算現額 円	支出済額 円	予算残額 円
一　水道事業費	六、一〇四、九八〇・〇〇	八一六、一五三・〇〇	五、二八八、八二七・〇〇
二　水道業務費	三一、三〇二、一七一・〇〇	二一五、一〇〇・〇〇	三一、〇八七、〇七一・〇〇
三　予備費	六、九八五・〇〇		六、九八五・〇〇
計	三七、四一四、一三六・〇〇	一、〇三一、二五三・〇〇	三六、三八二、八八三・〇〇

昭和二十六年度特別会計豫備隊クラブ施設費

昭和二十六年十二月三十一日現在

歳入

科目	予算減額 円	収入済額 円	予算に対する未収入額 円
一　借入金	六五〇、〇〇〇・〇〇	六五〇、〇〇〇・〇〇	
二　施設貸付料	四五〇、〇〇〇・〇〇		四五〇、〇〇〇・〇〇
外に一時借入金		一四〇、〇〇〇・〇〇	
計	一、一〇〇、〇〇〇・〇〇	七九〇、〇〇〇・〇〇	四五〇、〇〇〇・〇〇

歳出

科目	予算現額 円	支出済額 円	予算残額 円
一　予備隊クラブ設置費	一、〇三六、六〇〇・〇〇	七七四、一九九・〇〇	二六二、四〇一・〇〇
二　利子	六三、四〇〇・〇〇		六三、四〇〇・〇〇
計	一、一〇〇、〇〇〇・〇〇	七七四、一九九・〇〇	三二五、八〇一・〇〇

昭和二十六年度特別会計町制五十周年記念祭費

昭和二十六年十二月三十一日現在

歳入

科目	予算現額 円	収入済額 円	収入未済額 円
一　一般会計より繰入金	八〇〇、〇〇〇・〇〇	八〇〇、〇〇〇・〇〇	〇
二　寄附金	二五、〇〇〇・〇〇	二四、八五〇・〇〇	一五〇・〇〇
計	八二五、〇〇〇・〇〇	八二四、八五〇・〇〇	一五〇・〇〇

歳出

科目	予算現額 円	支出済額 円	予算残額 円
一　町制50周年記念祭費	八二五、〇〇〇・〇〇	八〇六、五二七・〇〇	一八、四七三・〇〇
計	八二五、〇〇〇・〇〇	八〇六、五二七・〇〇	一八、四七三・〇〇

昭和二十六年度特別会計町制五十周年記念事業造林費

昭和二十六年十二月三十一日現在

歳入

科目	予算現額 円	収入済額 円	収入未済金 円
一　一般会計繰入金	一〇〇、〇〇〇・〇〇	〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇
二　縣支出金	二九三、一五〇・〇〇	〇	二九三、〇〇〇・〇〇
三　寄附金	二九三、一五〇・〇〇	〇	二九三、〇〇〇・〇〇
計	六八六、三〇〇・〇〇	〇	六八六、三〇〇・〇〇

歳出

科目	予算現額 円	支出済額 円	予算残額 円
一　町制50周年記念事業造林費	六八六、三〇〇・〇〇	〇	六八六、三〇〇・〇〇
計	六八六、三〇〇・〇〇	〇	六八六、三〇〇・〇〇

（3）住民負担の状況

昭和二十六年度の町税面からみた住民負担の状況は次の通りであります。

昭和二十六年十二月三十一日現在

区分	税額 円	納税者に対する平均一人当り額 円	総戸数に対する平均一人当り額 円	総人口に対する平均一人当り額 円
普通税	二六、九〇四、八四一	四、四一一	五、一七四	一、二一二
旧法による税	五〇二、一六〇	八二	九七	二四
計	二七、四〇七、〇〇一	四、四九三	五、二七一	一、二三六

（以下第二面へ続く）

写眞は四國新聞社提供

雨の会陽

KT生

ふる雨の小やみに躍る裸男の四股ふみならすその勢いかな

或は右あるは左にまき〳〵て解きかねる見ゆ人の渦かな

誰が手にや福は落つらむ見る人も汗を握りてともに興する

我（が）

私の信じる人から「君は我（が）の強い所がある故氣を付けよ」と忠告を受けた事がある、先般一燈園同人と修養座談会をした時「人間は我を捨てよ」と力説した私自身我の強い事を承知して居る、此れがヘツライ八方美人等にならぬ様心がけて居ると話した事がある、男の氣儘も「我」でないかと思う

座談会の翌日から私は煙草を止めた、不思議にも煙草屋の女主人も其の日から止めて居る事を二三日後に知つた、そして今日までおし通して居る其の人の言に煙草代でお花を習う此れだけを一生の楽しみとする、其れでも月千円以上の煙草代より安くなると云う、私も酒は飲まぬし別に小遣も使わないが、私以上に一銭も使わない家内や年寄と子供に思うだけの事をしてやらないものを主人親、男である権利で月千円の無駄使は氣儘の「我」ではないかと家計の苦しい事を棚上げしてヘリクツ付けて煙草を止めたがさて御経験済みの方々笑わないで下さい、全く仕事に力が入らず五日目位にキザミに手を付けた食後と仕事の間に三服づつ此れだけ許してくれと心に侘びて続けて居る

毎日の煙草で子供のズツク四〇〇円二足買えた時小遣の少しでも余分にやれた時何か心にゆとりが出來て思いがけぬよろこびにニコリとした子供を見て家庭平和の一歩も男の氣儘からと思う様に成つたが、此の主人、親男の権利を「我」と云うか中毒的な煙草を無理に止める事を「我」と云うか私の煙草も何時まで続く事か近頃少し煙が多く出て居る

心にしかりつゝ

（KK生）

（4）一時借入金

町が現在借入れている一時借入金は次の通りであります。

昭和二十六年十二月三十一日現在

借入金額	利率	借入先	種類	用途
四、〇〇〇、〇〇〇	日歩一銭八厘	大蔵省資金運用部	短期融資	一般会計運用金
一、九〇〇、〇〇〇	〃一銭八厘	同右	起債前借金	同右
五、〇〇〇、〇〇〇	〃一銭八厘	同右	同右	特別会計上水道費運用金
計一〇、九〇〇、〇〇〇				

（5）町有財産

町有財産の概況は次の通りでありまして建物八、三六七坪六五を四二、五二六、五四九円と見積り災害共済金一三五、二三八円八〇銭を負担しております

昭和二十六年十二月三十一日現在

科目	土地	建物	現金
	坪	坪	円
行政財産	九、七七二・三九	五、九二七・六七	一三、九七四・六八
収益財産	四八、二八八・〇三	二、八四八・三一	〇
基本財産	〇	〇	〇
合計	五八、〇六〇・四二	八、七七五・九八	一三、九七四・六八

（6）町の負債

町の負債は次の通りであります

昭和二十六年十二月三十一日現在

事業別	当初借入金額	昭和二十六年十二月末償還元金額	摘要
	円	円	
普通土木費	六三三、〇〇〇・〇〇	六一〇、〇二〇・八五	
教育費	二、九七〇、〇〇〇・〇〇	二、九六五、〇〇〇・〇〇	
社会及び労働施設費	二、七二三、〇〇〇・〇〇	二、四七八、一〇〇・〇〇	
保健衛生費	二一、〇〇〇・〇〇	九、七六七・五七	
警察消防費	五〇〇、〇〇〇・〇〇	五〇〇、〇〇〇・〇〇	
財産買収費	二一、五〇〇、〇〇〇・〇〇	九、二五六、〇〇〇・〇〇	國有財産買收費
合計	一八、三三六、〇〇〇・〇〇	一五、八一八、九〇八・四二	

三、むすび

以上本町財政についていろ〳〵説明してまいりましたが、財政の健全不健全は町民生活に多大の影響を与えるものでありまして、当局としては財政を通じ町行政の民主化又公共團体本來の使命たる住民の福祉増進のため誠心誠意努力いたしております

然しながら発展途上における本町において各種施策の実現には多大の経費を要するのでありましてその原動力となる財源の面においては特定の収入なく、尚その大半近くを住民の税負担に俟たなければならない実情でありますので、冗費の節約は勿論一般諸経費の徹底的節減を行い支出すべき経費は重点的効果的使用に最大の意を拂つておりますが、町民の皆さんの町財政に対する深い認識と今一段の御協力を望んで止まない次第であります

小林拳法（ショウリンケンポウ）について

近頃折々新聞紙上に紹介され國際的にアメリカにまで知られ映画化せられんとして居る、小林拳法とは一体どんなものか、これについて記者は一日多度津の本家本元中野師範住宅を訪ねてその由來内容、現況をあらまし聽くことを得たので次に紹介する

当町下吉田養念寺東方に道場が出來て居るのは小林寺拳法といつて元々達磨大師の傳えた護身術で琉球のやわらから手等と系統を同じくして、しかもその元をなすものである、これを当地方に傳えられたのは多度津現住の中野道臣氏で、現に多度津には道場がありその外上高瀬、豊浜、丸亀、高松、坂出にもある近くは観音寺にも出來るらしい

この拳法というのは何も武器はもたずに身を守り、相手の力を利用して相手に勝つ方法である、達磨大師のことだから禪に関係が深い「金剛禪」といつて霊肉一致の鍛錬をし禪の極致とされている、霊主肉従、幸福即健康、先ず肉体をきたえることをめざして居る、行念一致、自力を尊び凡て自ら行うことによつて禪の境地を得ようとしている、此れ等各地の道場に通つて居るものはその数千二百人に近く、しかも年令は青年が少くむしろ壮年層に多きをなして居るという、これは職場の責任者指導階級で先ず部下を率いるには体力を自身に養つてこの力のうらづけによつて理論を示そうとの意図から出ているらしい

卍がその象徴となつて居り、これは力を表わし十は天地陰陽で〇は凡ては円であることを表わし卍が回轉運動して円となることを意味している、無から始まり無に終るという理論で、哲学的には万物流轉佛教では諸行無常を示している

力とは正義を守るもの法を守るもの法力佛力である、つまり人間の力を最大限に発現させるのが拳法の目的である

拳法の精神は「己に克つ」ことで、その実例として多年たしなんで居た煙草をぷつつりと止めるとか、酒を止めるとか、―その意志は強い処がある

尚道場で日誦する願文を次に掲げる修養の資として戴けば結構なことである、何れ下吉田道場は善通寺市街部へ轉出する予定だという

新生祈願文

一、我等は卍の象徴する愛と力によつて新生し平和にして自由なる心の楽園に安住せん

一、我等は宇宙大生命の應法身としての諸佛神を礼拝し、久遠実在の大精氣に皈せん

一、我等は懺悔の為に行念し、報恩のために勤行精進せん

今から知つておかねばならない

住民登録法

住民登録法とはどんな法律か

この法律は昭和二十六年六月八日法律第二百十八号をもつて公布され本年七月一日までの間において施行期日が定められるものである、この法律の目的は市町村住民の全部を把握するにある、これによつて地方自治体の構成要素の一つである住民を確実に把握するとともに住民の居住関係を明かにしてこれを公証し、常時人口の静態動態を知るとともに住民の実狀を明かにすることによつて各種の行政事務が簡易迅速に且つ適正に行われるのである、例えば選挙人名簿の作製、学令児童種痘児童の調査、印鑑事務配給事務、公衆衛生に関する事務、生活保護法実施事務、居住証明等各種認可許可事務、およそ住民を対象とする行政事務は一々現住の有無を調査せずとも確実迅速に処理が出來るのである

この登録法が施行せられたら住民はどんな特典が得られるか

住民が登録することによつて其の市町村の公民となり行政事務万般に対する権利を得るとともに義務を負うこととなる、各種配給事務に関しては轉出轉入等の面倒な届出もなくなり子供の入学種痘や接種、印鑑届や証明各種の認可許可事務に寄留の届出や居住証明もいらなくなり、選挙権や被選挙権の行使にも非常に利便となるのである

住民は本法に対しどんなことをするのか

本法施行の際現に市町村の区域内に住所を有する者は法施行の日から五日以内に世帯主から届出をしなければならない、世帯主が届出をすることが出來ない時はこれに代つて世帯を管理する者から、この者も出來ない時は本人から届出をしなければならない、新に市町村の区域内に住所を定めた者、一の市町村の区域内で住所を変更した者は十四日内に届出をしなければならない、届出には左の事項を書き届出人が署名捺印をしなければならない

一、氏名
二、出生年月日
三、男女の別
四、世帯主との続柄
五、戸籍の表示（本籍と筆頭者名）
六、住所
七、住所を定めた年月日
八、従前の住所

住民登録法が施行されたら戸籍と寄留事務はどうなるか

寄留法は全廃となるが戸籍事務は従來と変りがない上に登録事務のため新に次のような事務が加わつて來る、先ず本法施行の際直ちに本町に本籍を有する者全員について戸籍の附票を作製しなければならない、尚本町に本籍のない者で登録をした者全員の各本籍地に遅滞なくその記載事項を通知する、又本町に本籍がある者で他の市町村に住民登録をした者、全員の登録記載事項と戸籍の記載とを照合してその結果を直ちに住所地の市町村に通知をしなければならない、以上の事務は施行と同時にやらなければならない事務であるが其の後婚姻、出生、養子縁組離婚、離縁、等各種戸籍の届出がありたる都度夫々戸籍の記載をなすとともに住民票の記載訂正をなし或は住民の本籍地に通知をしなければならないので市町村の戸籍事務は非常にぼう大となるのであるが、かくすることによつて住民票は戸籍と同じように正確となり本籍地でもその人が何処に住んでいるかが常時分明するから今迄の寄留のように出寄留はしているが出寄留地に住んでいないとか、本籍はあるが何処に住んでいるか分明出來ないということがなくなります

住民登録制度を中心とした市町村行政事務図表

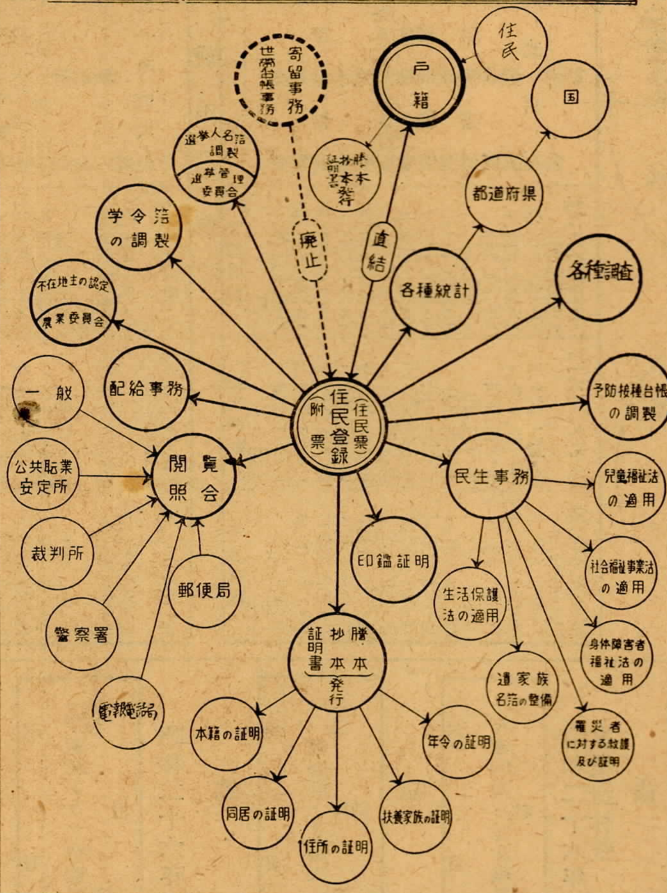

罰則

住民登録の正確な実地を図るため正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は五百円以下の過料に処せられ、又事実調査のためにする市町村の当該吏員の質問に対し陳述を拒み忌避し、若しくば虚偽の陳述をし又は文書の提示を拒み、妨げ忌避し若しくば虚偽の文書を提示した者は五万円以下の罰金に処せらるゝよう法で定められている

今から御協力をお願い

市町村は最初の登録の正確な実施を図るため政令で定めるところにより調査員を置いて全町一齊に事前調査や住民票を正確に取り纏めねばいけない大変な仕事ですから、住民各位はよく御理解を賜つて調査に支障がないよう又自己の届出が虚偽の文書提示にならないようにするため、自己が現在住んでいる地番が何番地であるか、何時善通寺町に來たかを調べ置くとともに家族全員の戸籍謄本か戸籍記載事項証明を調査の時期迄に備付けて置くよう御協力方を願う次第です

善通寺町立図書館閲覧狀況報告

自昭和26年11月1日至昭和27年1月31日　開館日数66日

1 利用者統計

延利用者数7,105名　男4,875名（68.6%）　女2,230名（31.4%）

一日平均107.6名　最大296名　最小52名

		性別	延7,105名	一日平均107.6名	%
学生	小学生	男	690	10.5	9.7
		女	486	7.3	6.8
	中学生	男	1,460	22.3	20.1
		女	712	10.8	10.0
	高校生	男	1,672	25.3	23.5
		女	953	14.4	13.0
	大学生	男	160	2.6	2.4
		女	11		
一般	教員	男	17		
		女	1		
	官公吏	男	149		
		女	1		
	予備隊	男	233		
	農業	男	43		
		女			
	商業	男	29		
		女			
	その他	男	422		
		女	66		
	計		961	14.6	13.5

2 利用図書統計

延利用数　12,696冊

一日平均　190.8冊　最大557冊　最小115冊

部門別	延12,696冊	一日平均190.8冊	%
000 総記	1,840	27.9	14.5
100 哲学宗教	184	2.8	1.5
200 歴史地理	832	12.6	6.6
300 社会科学	652	9.9	5.1
409 自然科学	998	15.1	7.8
500 工学と工業	228	4.4	1.8
600 産業	96	1.5	0.7
700 藝術	372	5.6	3.0
800 語学	816	12.4	6.5
900 文学	3,852	58.4	31.9
雑誌	2,826	42.8	22.2

3 学校別統計

A小学校の部　1,176名…20.8%

校名	人員
中央小学校	839
東部小学校	98
西部小学校	209
南部小学校	15
吉原小学校	9
筆岡小学校	6

B中学校の部　2,172名…33.7%

善通寺中学校	2,021
盡誠中学校	93
筆岡中学校	27
吉原中学校	22
龍川中学校	9

C高校大学の部　2,796名…45.5%

善一高	1,483
善二高	126
盡誠学園	556
丸亀一高	209
丸亀二高	118
四國電通園	51
多度津高	100
香川大学	100
キリスト学園	58

4 分布狀況

7,105名中住所不明を除き6,978名にて統計

町内　5,749名…82.3%
町外　1,229名…17.7%

住所	人員	住所	人員
砂古	723	富士見町	227
中通	676	有岡	178
生野	624	京町	156
丸山町	441	仙遊町	128
上吉田	397	八丁原	75
赤門筋	274		
南町	263		

町村名	人員	町村名	人員
筆岡村	287	郡家村	23
吉原村	223	榎井村	13
龍川村	152		
象郷村	80		
多度津町	34		
財田村	29		
高篠村	23		

5 藏書統計

区分及部門別	昭26.10.30現在	増加数			昭27.1.31現在数
		購入	寄贈	計	
000 総記	1,072	222	2	224	1,296
100 哲学宗教	225	1	2	3	228
200 歴史地誌	407	5	1	6	413
300 社会科学	497	15		15	512
400 自然科学	284	1	3	4	288
500 工学工業	139	2			141
600 産業	128		1	1	129
700 藝術	142	12		12	154
800 語学	179	4	3	7	186
900 文学	1,085	36	1	37	1,122
計	4,158	298	13	311	4,469
雑誌		21種	4種	25種	25種
新聞		6種	1種	7種	7種